三重県の要請に基づき、感染症拡大防止のため、当店では、下記のとおり**時短営業**します。

**第４期**

**（まん延防止等重点措置・その他区域用）**

【実施期間】

令和３年８月２０日～令和３年９月１２日

飲食を主たる業としていないカラオケ店（カラオケボックス等）は以下に☑不要です。

（カラオケ喫茶、カラオケ設備のあるスナック等は☑が必要です）

□普段からカラオケ設備の利用をしていません。

□カラオケ設備の利用はできません。

|  |  |
| --- | --- |
| 店舗名 |  |
| 住所 |  |

～

**通常の開店時間**

　　　　　時　　　　　　　　分

**通常の閉店時間**

　　　　　時　　　　分

～

**時短営業期間中の開店時間**

**時短営業期間中の閉店時間**

時　　　　分

　　　 時　 　　　分

※ただし、下記の期間は　**休業**　します。

休業日：